

相 談 事 例

ID：01-03-017

相談タイトル

建築した業者が既に倒産している場合の住宅補修について

Q：ご相談内容

築15年経った住宅で5～6年前から雨漏りが発生しました。いつもではないのですが、雨と風が強い日などに雨漏りとなる場合があります。建てた業者は既に倒産しているのですが、どこに依頼すれば良いのでしょうか。

A：回答

住宅瑕疵担保履行法により、平成21年10月以降に引渡された新築住宅について、構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分についての瑕疵に関しては、保険または供託による資力確保がされるため、住宅会社が破産しても住宅を取得した消費者自身が補修費用を受けとることができるようになります。今回の場合は履行法の適応外のため難しいようです。倒産した業者から営業を引き継いだ業者が存在しているのであればその業者に依頼することができる可能性があります。新たに業者を見つけて依頼することになりますが、信頼できる業者あるいは建築士などの専門家に早めに見てもらい対処してください。